報告第24号

平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度おいらせ町健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付し別紙のとおり報告する。

平成29年9月4日提出

おいらせ町長 三 村 正太郎

## 1 健全化判断比率

健全化判断比率		備考
実質赤字比率	_	実質黒字比率 2.25%
	(14. 17%)	
連結実質赤字比率	_	連結実質黒字比率 17.59%
	(19. 17%)	
実質公債費比率	12.4%	
	( 25.0%)	
将来負担比率	23.6%	
	(350.0%)	

## \* ()の数値は早期健全化基準の比率

## 2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率	備  考
病院事業会計	— (20.0%)	<ul><li>・令第17条第1号の規定による 事業の規模 775,607千円</li><li>・資金剰余比率113.7%</li></ul>
公共下水道事業特別会計	— (20.0%)	<ul><li>・令第17条第3号の規定による 事業の規模 141,145千円</li><li>・資金剰余比率3.5%</li></ul>
農業集落排水事業特別会計	— (20.0%)	<ul><li>・令第17条第3号の規定による 事業の規模 28,199千円</li><li>・資金剰余比率6.4%</li></ul>

- \* ()の数値は経営健全化基準の比率
- \* 「令」は地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令